

公募型プロポーザル方式による企画提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による企画提案を募集する。

令和8年9月25日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 事業概要

(1) 事業名

令和8年度県有施設への太陽光発電設備設置事業（PPA方式）

(2) 事業内容

別添仕様書のとおり。

(3) 事業期間

別添仕様書のとおり。

(4) 上限価格（単価）21.5円/kWh

※ 環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）の活用を見込んだ単価としており、当該補助事業の規定に従った事業内容、導入時期及び運転開始時期とすること。

(5) 担当部署

- ア 公募手続きに関すること
環境文化部脱炭素社会推進課
- イ 施設に関すること
総合展示場コンベックス岡山

2 企画提案に参加できる者の資格

(1) 事業者の参加資格

この公告の日から7（1）の契約候補者が選定される日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- イ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- ウ 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加資格除外の措置を受けている者でないこと。

エ 役員又は経営に実質的に関与する者が次の各号のいずれにも該当しないこと。

(ア) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

(イ) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

(ウ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に規定する指名除外の措置を受けている者でないこと。

カ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の認可決定又は再生手続開始の認可決定を受けている者は、その申し立てがなされていない者とみなす。

キ 本事業と類似の事業実績として、過去5年度の期間において実績を1件以上有すること。

なお、類似の事業実績とは、民間を含めたPPA 事業への採用実績を指す。

ク 直前決算の自己資本比率が10%以上かつ、直前決算の当期純利益が黒字であること又は直近3年の各事業年度の当期純利益の平均が黒字であること。

ケ 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。

- ・一級建築士

- ・第一種、第二種又は第三種電気主任技術者

上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。

コ 県税及び市町村税の滞納がないこと。

(2) 事業者の構成等

ア 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（以下「共同事業者」という。）

イ 共同事業者を構成する法人は、単独で、別に本公募に参加することができない。また、他の共同事業者の構成員となることもできない。

ウ 企画提案参加資格確認申請書の提出期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

ただし、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを妨げるものではない。

エ 共同事業者の場合は、代表となる法人を定め、法人ごとの役割分担を明確にすること。

オ 日本国内に本社又は支社を有する法人であること。

3 企画提案参加手続等

(1) 仕様書、様式等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和8年9月25日（金）から同年10月7日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

岡山県環境文化脱炭素社会推進課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

TEL:086-226-7297

ファクシミリ:086-231-8094

E-MAIL: datsutanso@pref.okayama.lg.jp

また、岡山県環境文化脱炭素社会推進課のホームページ

(URL: <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/28/>) からダウンロードすることもできる。

(2) 企画提案参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間

令和8年9月25日（金）から同年10月7日（水）までの午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

3 (1) イに同じ

ウ 提出方法

3 (3) に記載の書類を持参又は郵送（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法に限る。提出期限必着のこと。）

(3) 提出書類

ア 企画提案参加資格確認申請書（様式第1号） 1部

- ・ 共同事業者による申請の場合は共同事業者であることがわかる書類（協定書等）を追加すること。
- ・ 様式第1号に必要事項を記入し、提出すること。

イ 会社概要書（様式第2号） 1部

- ・ 様式第2号に必要事項を記入し、提出すること。事業者の概要がわかるパンフレット等があれば添付すること。共同事業者の場合は、構成員ごとに提出すること。

ウ 参加資格に係る書類 各1部

以下の書類を添付すること。

(ア) 類似事業の契約書等の写し

(契約等が証明できる部分の写し。)

(イ) 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し

(ウ) 登記事項証明書、印鑑証明書（3か月以内のもの。写し可。)

(入札参加資格名簿に登載されている場合は不要。)

- (共同事業者の場合は、構成員ごとに提出すること。)
- (エ) 誓約書及び役員氏名等一覧表(様式第3号及び様式第3号別紙)
(共同事業者の場合は、構成員ごとに提出すること。)
- (オ) 貸借対照表及び損益計算書の写し(直近3年分)
(共同事業者の場合は、構成員ごとに提出すること。)
- (カ) 税の完納証明書(滞納がない旨の証明書)(県税及び市町村税)
(3か月以内のもの。写し可。)
(入札参加資格名簿に登載されている場合は不要)
(共同事業者の場合は、構成員ごとに提出すること。)

(4) 企画提案参加資格要件の審査等

ア 企画提案参加資格要件の審査結果の通知

企画提案参加資格要件確認申請書を提出した者については、2(1)の要件について審査し、不適合と認められる者には、令和8年10月28日(水)までに文書で通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

イ 企画提案参加資格がないとされた理由の説明の要求

企画提案参加資格がない旨の通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、3(1)イの宛先に、電子メール又はファクシミリにより、企画提案参加資格がないとされた理由の説明を求める書面を提出することができる。

ウ その他

- ・企画提案参加資格確認申請書の提出者には、導入予定施設に係る図面(屋根伏図・矩計図・単路結線図・電気室図面等)、施設の1年間の電力使用量の30分値、予定使用電力量、現在の電力契約の情報、を提供する。
- ・企画提案参加資格確認申請書提出後に参加を取りやめる場合には、3(1)イに記載の連絡先へ連絡すること。

(5) 仕様書に対する質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和8年9月25日(金)から同年10月7日(水)までの午前9時から午後5時まで

イ 受付方法

県有施設への太陽光発電施設設置事業(PPA方式)企画提案に関する質問・回答書(様式第4号)を電子メールまたはファクシミリにより送信すること。電話又は口頭による質問には応じない。

ウ 宛先

岡山県環境文化部脱炭素社会推進課

E-MAIL: datsutanso@pref.okayama.lg.jp

ファクシミリ: 086-231-8094

※ 電子メール又はファクシミリ送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確

認すること。確認用電話番号：086-226-7297（アの受付期間（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで）

エ 回答方法

岡山県環境文化部脱炭素社会推進課のホームページに回答を掲載する。ただし、この企画提案に直接関係ないもの、セキュリティ上の理由等から明らかにすることが不適切なもの、質問者固有のものその他上記回答方法によることが不適当と認められる質問には、回答を行わないか又は回答方法を変更する場合がある。

オ その他

企画提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

4 企画提案書等の提出

企画提案参加者は「企画提案書作成要領」（別紙）により作成した書類を次のとおり提出しなければならない。

なお、提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案、複数の解釈ができる提案も認めない。

（1）提出期限

令和8年10月30日（金）午後5時（必着）

（2）提出場所

3（1）イに同じ

（3）提出書類

企画提案書（様式第5号） 4部

（4）提出方法

持参又は郵送（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。提出期限必着のこと。）

5 施設見学

- ・ 県が参加資格を認めた事業者を対象に、下記の見学期間に対象施設の見学を行う。
- ・ 施設見学を希望する場合は、令和8年10月7日（水）までに担当者へ電話または電子メールで申し込むものとする。なお、施設見学にあたっては、環境文化部脱炭素社会推進課及び総合展示場コンベックス岡山の指示に従うこと。
- ・ 見学期間は、令和8年10月9日（金）～10月16日（金）の間で、申し込みがあった事業者ごとに調整し、詳細については、別途通知する。
- ・ 施設見学の申し込みが多数の場合、日程を調整する場合がある。

6 企画提案内容のヒアリング

4により提出された書類について、企画提案参加者に対して下記のとおりヒアリング

を行うこととする（詳細は別途連絡）。

(1) 日時

令和8年11月5日（木）を予定

(2) 開催場所

岡山県庁内会議室を予定

(3) 説明時間

説明20分、質疑10分（説明時間の超過は認めない。）を予定

7 契約候補者の選定及び契約の締結等

(1) 契約候補者の選定

別に定める企画提案書審査要領に基づき、事業内容に係る企画提案書及びヒアリングの内容等により審査し、総合的に判断して最も優秀な企画案を提出した者を契約候補者に選定する。契約候補者に選定されたか否かについては、審査結果を電子メールにより通知する。

なお、審査項目及び配点は別紙のとおりとする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(4) 契約の締結について

選定した契約候補者と詳細を協議し、事業者自らが事業の安全性等を確認した詳細設計等の書類について県の確認を受けたのち、契約締結する。なお、協議が不調に終わった場合や、失格要件の事項に該当する場合には、審査委員会において次点と評価とされた者と交渉する場合がある。なお、契約締結までに要した費用について、県は一切負担しない。

8 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

(1) 企画提案に応募する資格のない者及び3（2）アの提出期間に企画提案参加資格確認申請書を提出しなかった者が提案したとき。

(2) 企画提案書が、4（1）の提出期限を超えて提出されたとき。

(3) 見積額（提示する電気料金単価）が1（4）を満たさなかったとき。

(4) 企画提案参加者が6に規定する説明を行わなかったとき。

(5) 企画提案書等に不足又は虚偽の内容があったとき。

(6) 企画提案参加者が、2（1）に定める企画提案に参加できる者の資格を喪失したとき。

(7) 不正な利益を図る目的で審査委員等と接触し、または利害関係を有することとなったとき。

- (8) 提出された企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- (9) その他、企画提案参加者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 その他

- (1) 提出された企画提案書等の追加及び修正は認めない。
- (2) 県は、提出書類について、本公募の実施以外の目的には使用しない。
- (3) 企画提案書等の作成等に要する費用は、全て企画提案参加者の負担とする。
- (4) 企画提案書等は、契約候補者の選定を行うために必要な範囲内において複写することがある。
- (5) 企画提案書等は返却しない。
- (6) 審査の過程において、追加資料を求める場合がある。
- (7) 審査経過については、公表しない。
- (8) 企画提案書等について、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）に基づく開示請求があった場合は、同条例及び岡山県行政情報公開条例施行規則（平成8年岡山県規則第43号）に基づき取り扱うこととする。
- (9) 企画提案書等に虚偽又は不正があった場合その他企画提案参加者及び関係者において不法又は不正な行為があった場合は、参加を無効とする。
- (10) 企画提案及び契約の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。
- (11) 契約候補者決定後、企画内容の一層の充実を図るため県と契約候補者（事業予定者）の協議により、内容の一部を調整する場合がある。
- (12) 契約候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (13) 著作権等に関する事項
 - ア 企画案の著作権は原則として各企画提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は県に帰属する。
 - イ 企画提案者は、県に対し、企画提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
 - ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ県に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (14) その他、必要な事項は、岡山県財務規則の規定による。

<審査項目及び配点>

評価項目	評価の視点	配点
経営実績	過去3年のうち経常利益が黒字である年数 自己資本比率	5点
	過去に同等の事業を実施しているか。	5点
契約年数	契約年数が妥当な年数であるか。	5点
電気料金	上限価格から2%安価になるごとに1点加算	10点
設備導入の内容	設備容量は適当な規模となっているか。	10点
自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量	自家消費電力量及び温室効果ガス削減量のシミュレーションは妥当か。	10点
企画提案書全般	具体的かつ十分な記載がなされているか。 わかりやすい記載となっているか。	5点
維持管理の実施体制	無理のないメンテナンス計画、実施体制となっているか。	10点
非常時・故障時の対応	非常時、故障時を的確に把握する体制、迅速に事態を収拾できる体制が整っているか。	15点
事業実施中のリスク対応等(保証、損害保険)	事業実施中に想定されるリスクについて、十分な事後対応ができる提案となっているか。保険の保証期間、保証内容、損害保険は妥当か。	15点
独自提案	○県内事業者活用等、地域貢献に係る独自提案があり、効果が高いものか。 (例：事業における県内事業者の関与の予定、環境学習に係る提案等) ○その他設置予定場所の特性や岡山県の地域特性を活かし、県にメリットがある提案があるか。 (例：屋根の修繕も含むなど。)	10点
合計		100点

（参考）スケジュール

本企画提案に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

（１） 企画提案の告示	令和８年９月25日
（２） 質問受付	令和８年９月25日～10月７日
（３） 企画提案参加資格確認申請書等の提出期限	令和８年10月７日
（４） 施設見学申し込み期限	令和８年10月７日
（５） 参加資格不適合通知	令和８年10月28日
（６） 施設見学	令和８年10月９日～16日
（７） 企画提案書の提出期限	令和８年10月30日
（８） ヒアリングの実施	令和８年11月５日
（９） 契約候補者の発表（審査結果通知）	令和８年11月９日

企画提案書等作成要領

1 企画提案書の構成

企画提案書の構成は次のとおりとする。

- ア 事業の実施内容（様式 5－1）
- イ 事業実施体制（様式 5－2）
- ウ 過去の類似業務実績（様式 5－3）
- エ 事業実施スケジュール（様式 5－4）

2 企画提案書の内容

別紙仕様書を参照の上、以下の内容で作成すること。

(1) 事業の実施内容（様式 5－1）

ア 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図、予定する契約期間等を記載すること。

イ 太陽光発電設備容量及び蓄電池容量

- ・ 想定太陽光発電設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））を検討すること。
- ・ 想定蓄電池容量（蓄電池出力（kW）及び容量（kWh））を検討すること。（設置を提案する場合に限る。）

ウ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- ・ 想定自家消費電力量を検討すること。施設で想定される年間電力使用量のうち、設置する太陽光発電設備による発電で賄う使用量及び系統からの使用量がわかるようにすること。
- ・ 想定自家消費率を記載すること。またその算定経緯がわかるようにすること。
- ・ 余剰電力の扱いについて記載すること。
- ・ 温室効果ガス排出削減量は、各施設における 1 年間の総量を算出すること。なお、全国平均係数 0.423kg-CO₂/kWh（電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)－R6 年度実績－ R8.1.9 環境省・経済産業省公表）を使用すること。

エ 設備設置仕様

- ・ 太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。
- ・ 想定する設置場所、設置方法における JIS C8955 に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に対する太陽光発電設備の耐荷重を、風速、積雪量、震度等を用いて記載すること。
- ・ 太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（基礎、パネル重量込み：単位 N/m²または

kg/m²)を記載すること。

- ・設備（付帯設備含む。）の設置予定図を添付すること。

オ 非常時・停電時に利用可能なシステム

以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

- ・非常時・停電時のシステム構成図
- ・非常時・停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）
- ・自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力（kW）

カ 自家消費料金単価及び発電設備導入前後の電気料金比較

- ・単価は原則、事業期間中一定とし、県から提示した上限価格以下で提案すること。（単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提示すること。）
- ・電気料金の概算単価については、運転期間中における施設での県の負担として算出すること。
- ・算出根拠を明らかにすること。
- ・発電設備導入前後の施設全体の電気料金の増減を記載すること。
- ・県、事業者双方に有利な料金設定を別途、提案することを妨げない。事業期間中一定以外の料金設定方法を提示する場合は、独自提案欄に記載すること。なお、その場合、算定方法及び根拠、設備導入前後の電気料金比較がわかるようにすること。
- ・参考に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）を活用しない単価も記載すること。

キ 温室効果ガス排出量の削減量の計測・検証の方法

ク その他独自提案

施設、設置場所の特性を踏まえた独自提案、その他温室効果ガス排出量の削減に有効な独自提案等があれば記載すること。

（２） 事業実施体制（様式５－２）

ア 事業実施体制図

- ・設計、施工、維持管理、撤去、その他事業全体の体制図を責任の所在がわかるように記載すること。

イ 工事（設計・施工）における実施体制

- ・本業務に従事予定の総括責任者、担当者、保有資格、担当業務、担当業務に係る経験を記載すること。
- ・予定している協力事業者等の分担業務の内容を記載すること。
- ・アで記載した以外に詳細な体制図があれば記載すること。

ウ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の実施体制及び計画

- ・本業務に従事予定の総括責任者、担当者、保有資格、担当業務、担当業務に係る経験を記載すること。
- ・予定している協力事業者等の分担業務の内容を記載すること。

- ・点検の内容、定期点検の実施回数、設備交換計画、遠隔監視の有無を記載すること。
- ・予定している撤去の方法について記載すること。（原状回復に係る方針、設備の処理方法等）
- ・アで記載した以外に詳細な体制図があれば記載すること。

エ 事業資金計画

工事、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達方法を記載すること。

オ 故障、緊急時の対応体制図及びその内容

カ 事業実施中のリスクに対する対策

- ・損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。
- ・倒産等で事業継続不可能となった場合の設備の撤去方法を記載すること。
- ・設備の導入から撤去までに係るすべての保証内容について記載すること。

キ その他事業実施における環境配慮、安全対策

工事中、維持管理、撤去における周辺への環境配慮、安全対策について記載すること。

(3) 過去の類似業務実績（様式5－3）

実績（契約・協定締結に至った事業）を証明するものとして、仕様書や契約書、協定書等の写しを提出すること。（契約等が証明できる部分のみの写しで良い）

(4) 事業実施スケジュール（様式5－4）

3 企画提案書作成にあたっての留意事項

- ・業者が特定できる要素の記載については禁止とする（企業名・ロゴ等の記載）。
- ・A4版を基本とすること。一部A3版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。
- ・枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。
- ・文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- ・提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ・言語は日本語、通貨単位は円とすること。